

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

事後評価報告書

令和5年2月24日

国立研究開発法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 運営評価委員会

目次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	2
1-3. 評価方法	2
1-4. 評価者	3
2. 領域の概要	4
3. 評価結果	5
3-1. 評価結果の概要	5
3-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）	7
3-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿	7
3-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法	7
3-2-3. 成果の社会への影響（中・長期的な構想）	8
3-3. 領域の運営・活動状況（プロセス）	8
3-3-1. プロジェクトの募集・選考活動（ポートフォリオ含む）	8
3-3-2. プロジェクト推進に関わる領域活動（レンズオンマネジメント）	9
3-3-3. 領域としての成果創出を目指す領域活動	9
3-4. 目標達成の状況等（アウトカム）	10
3-4-1. 目標達成の状況	10
3-4-2. 想定外のアウトカム	11
3-5. 他のプログラム等では実施できなかったこと（領域の意義）	11
3-6. RISTEX の運営方針との関係	11
3-7. RISTEX の今後の事業運営改善への提案等	12
検討経緯	14
社会技術研究開発事業の実施に関する規則（抜粋）	15

1. 評価の概要

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域（以下、本領域）は、平成 27 年度に開始され、令和 4 年度で終了する社会技術研究開発センター（以下、RISTEX）の研究開発領域である。

RISTEX の運営評価委員会は、科学技術振興機構の「社会技術研究開発事業の実施に関する規則（令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規程第 92 号）」に基づき、本領域の事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

研究開発領域	安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築
領域総括	山田 肇 東洋大学名誉教授／NPO 法人情報通信政策フォーラム理事長

1-2. 評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価方法

以下の評価項目により、研究開発領域活動報告書（事後評価用資料）の査読と、領域総括によるプレゼンテーション、質疑応答及び運営評価委員による総合討論を基に評価を実施した。

- (1) 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）
 - (1-1) 対象とする問題と目指す社会の姿
 - (1-2) 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法
 - (1-3) 社会への中・長期的な影響
- (2) 領域の運営・活動状況（プロセス）
 - (2-1) プロジェクトの募集・選考活動（ポートフォリオ含む）
 - (2-2) プロジェクト推進に関わる領域活動（ハンズオンマネジメント）
 - (2-3) 領域としての成果創出を目指す領域活動
- (3) 目標達成の状況等（アウトカム）
 - (3-1) 目標達成の状況

- (3-2) 想定外のアウトカム
- (4) 他のプログラム等では実施できなかったこと（領域の意義）
- (5) RISTEX の運営方針との関係
- (6) RISTEX の今後の事業運営改善への提案等

1-4. 評価者

本評価は、以下の運営評価委員会委員が実施した。評価対象となる研究開発領域の利害関係者は存在しない。

○：委員長

氏名	所属・役職（令和5年2月2日現在）
安梅 勅江	筑波大学 教授
神尾 陽子	お茶の水女子大学 客員教授
神里 達博	千葉大学大学院 国際学術研究院 教授
木村 陽子	奈良県立大学 理事
○鈴木 達治郎	長崎大学核兵器廃絶研究センター 副センター長・教授
中村 安秀	公益社団法人日本 WHO 協会 理事長
林 隆之	政策研究大学院大学 教授
結城 章夫	学校法人富澤学園 理事長

2. 領域の概要

文部科学省からの通知によって以下に概要を示す領域が設置された。

近年、犯罪の認知件数は減っているが、家庭や職場、学校などにおいて継続的な暴力を受けるケースや、サイバー空間での関係性に由来する事件やいじめが顕在化し、安全・安心上の新たな問題となっている。また、転倒や溺死などの家庭内事故が増加するなど、外部から発見・介入しづらい「私的な空間・関係性」における問題が顕在化している。こうした問題が顕在化する背景には、世帯の小規模化や高齢化、地域社会からの個人の孤立、インターネットやソーシャルメディアの普及・拡大などの社会構造的な変化と、その変化によってもたらされる「親密圏」と「公共圏」の変容に、法制度・公的組織、家庭・地域社会による予防や支援機能が対応しきれなくなっていることがある。

従来、親密圏については自助、自治に任せるものであるとの考えもあるが、国民の関心や人権意識の高まりもあり、多様なレベルでの社会的な支援や介入が徐々に広がりつつある。センサーやロボットなどの科学技術を使い、親密圏での加害・被害またはそれに繋がるリスクの早期発見や要因解消に貢献する研究開発も求められてきた。社会的な支援という側面からも親密圏と公共圏の関係性は変容しているが、一方に、社会的な支援を届けようにも制度が壁となる場合もある。さらに、望ましい超サイバー社会の実現に向けた変革やサイバー空間と実空間の一体化による変化が進んでいる。こうした流れは、私的な空間・関係性やプライバシー概念の変化に大きく関連すると同時に、技術的な側面からは、ビッグデータ解析技術を用いることなどにより、事件・事故などの予見・発見を容易にすることが期待される。

そこで本研究開発領域では、公と私協力して、発見・介入しづらい空間・関係性における危害・事故を発見し、低減・予防（予見・介入・アフターケア）できる仕組みづくりやその活動に資する制度と技術の提示に貢献する研究開発を推進する。本領域における具体的な目標は以下のとおりである。

- (A) 世帯の小規模化や高齢化、サイバー空間の拡大による親密圏の変容を踏まえて、発見・介入しづらい空間・関係性における危害、事故の低減・予防（予見、介入、アフターケア）に資する新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する。
- (B) これらの成果をもとに、発見・介入しづらい空間・関係性における危害や事故の低減に資する制度・政策とその実現可能性を提示する。
- (C) 提示する取り組みや施策が継続的に実施されていくために、社会システムへの統合可能性という観点で、これらの手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する。

3. 評価結果

3-1. 評価結果の概要

本領域は、「私的な空間・関係性」における問題を対象とし、各事象の背景にある共通的な公・私の間を社会課題として捉えて領域の問題設定をしている。目指す社会の姿は、「私的な空間・関係性」に閉じこもり問題を抱える人々を社会に包摂する「間」の仕組みができることで実現する社会であるとしている。領域の対象とする問題と政策的・社会的位置づけが明確であり、目指す社会の姿は抽象的ではあるが、方向性が示されている。

領域の開始にあたってロジックモデルが作成され、それを見直しながら領域運営が進められたが、その過程において、「総括の方針」と位置付けられる「4つの共通課題」を設定したことにより、文部科学省からの目標が具体化され、目標の達成方法が明示されて研究開発の全体像がわかりやすくなった。

早くからマッピングによるプロジェクト・ポートフォリオ管理を導入したことや、ワークショップ等により必要なプロジェクトの提案を促す取り組みを行ったこと等、プロジェクトの募集・選考において適切な対策が取られた。その結果、領域の目標達成に向け、必要なプロジェクトがバランスよく採択されたと評価する。

「戦略会議」の新設、研究倫理審査の徹底、知財管理の強化、柔軟な予算配分等、プロジェクト推進におけるハンズオンマネジメント並びにステークホルダーの巻き込みは極めて高い水準にあったと評価する。研究倫理審査の状況を領域として調査したことや、知財管理の強化を図ったことも優れたマネジメントであった。

「研究開発成果の定着支援制度」を設けたことは特筆すべき領域活動である。フォローアップセミナーにより成果定着へ向けた各種の支援情報やマッチングを行ったことも優れた取り組みである。「個人情報研究会」の成果を個人情報保護委員会に提言したことも重要な領域活動である。アウトリーチ活動については、中間評価時点よりさらに多彩な活動が展開され、一定の成果を上げている。

個々のプロジェクトが一定の成果を創出し、いくつかの社会実装が始まっていること、個人情報保護条例の全国共通ルール化に向けた法改正の動きに貢献したこと、公私領域内外のネットワークやコネクションが構築されたこと等から、領域としての成果創出状況は良好であり、文部科学省の目標は達成されたと認められる。また、想定外のアウトカムとして、若手研究者が民間団体を設立したケースは、RISTEXの研究開発にとっても有意義な成果であった。個人情報研究会についての具体的な成果や、対人援助職に関する詳細がもう少し明確にされると良かった。

本領域は他の領域でも含みうる問題も対象としていたが、本領域においてはさまざまな組織やアクターの公と私の間「間」に生じる問題に焦点をおくことにより、共通の

観点や方法論をもちいた分野横断的な活動を行ったことが特に有意義であった。
RISTEX の社会実装を重視する運営方針を強く意識して研究開発を進めてきた結果、
「研究開発成果の定着支援制度」にみるように、特徴のある活動や成果が多くみられた。

領域総括のリーダーシップとマネジメントを高く評価する。

本領域の活動報告書には5項目の提案が記載されている。貴重な提言であるため、
RISTEX として検討してもらいたい。加えて、今の RISTEX に欠けている研究成果普及
の後半段階への活動範囲の拡張や、提案段階から成果の利用者を巻き込む方法とは別の
ファンディングスキームも検討に値する。

3-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）

3-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿

本領域が対象とする問題は、児童虐待、ストーカー、DV、特殊詐欺等の「私的な空間・関係性」において生じている問題であるとして、このような問題の発生件数の推移や国内の既存の取り組み、法制度、審議動向等を丁寧に調査・分析している。そのうえで、各事象の背景にある共通的な公・私を関係性を社会課題として捉えて領域の問題設定をしていることは適切であり、領域の対象とする問題と政策的・社会的位置づけが明確にされている。

また、改善に向けたアプローチの可能性を示した上で、本領域が目指す社会の姿は、「私的な空間・関係性」に閉じこもり問題を抱える人々を社会に包摂する「間」の仕組み、すなわち「新しい公／私空間」ができることで実現する社会であるとしている。「間」の仕組み、「新しい公／私空間」という概念や、「危害の早期発見・早期介入ができる社会」、「周囲に語りにくい/自覚しづらい問題への気づきが高い社会」、「孤立しがちな人々を地域が支える社会」を目指すとしていることは、抽象的ではあるが、時間的にも空間的にも多岐に及ぶ多様な問題が普遍化・整理されており、本領域における目指す社会の方向性が示されている。

「私的な空間・関係性」における危害に対する社会の対応に問題があるという視点に対し、第1に、事象を横断する背景要因や共通の制度上の問題、共通の技術活用可能性を検討すること、第2に、支援の資源（人・技術・制度等）を活用することが挙げられている。ビッグデータ解析等の新技術の活用、プライバシーや個人にかかわる機微な情報を利用して支援につなげていくための技術、それを可能とする制度の整備等にかかわる研究開発が重要と指摘している。「公」と「私」の中間に位置する「間（ま）」が果たす役割や機能等に注目している点も示唆に富んでいる。

3-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法

本領域の開始にあたり、文部科学省から通知された3つの目標の達成に向けて、アウトプット、アウトカム及びアクティビティを列挙してその関係性を示したロジックモデルが作られ、それを見直しながら、領域の運営が進められてきた。その過程において、文部科学省の3つの目標を咀嚼・解釈した「総括の方針」と位置付けられる「4つの共通課題」が設定された。中間評価時点では、4つの共通課題の関係性が分かりにくかったが、領域活動の進展に伴いより精緻化され、なぜこの4つの課題が設定されたのか、その相互関係がどうなっているのかが明確化され、文部科学省からの目標が具体化されている。

問題解決のために領域として「4つの共通課題」を設定したことにより、目標の達成方法が明示され、研究開発の全体像が分りやすくなった。このことは、公／私というフレームワークにより領域全体としての共通的な解決策を明確にする上でも、各プロジェクトが研究開発を進める上でも大変有意義であったと評価する。

3-2-3. 成果の社会への影響（中・長期的な構想）

本領域は社会実装にかなりの重点を置いており、その点で「研究開発成果の定着支援制度（以下、「成果定着支援制度」という。）」の構想・運用が本領域の大きな特徴である。領域期間中に創出された成果が社会に中長期的な影響を及ぼすには二つの大きな課題があることを指摘し、これらの課題を乗り越えていくため、中間評価時点で提案した成果定着支援制度を実行し、さらにフォローアップセミナー等によりプロジェクトのフォローアップの拡充を図ったことを高く評価する。

3-3. 領域の運営・活動状況（プロセス）

3-3-1. プロジェクトの募集・選考活動（ポートフォリオ含む）

本領域では、3回のプロジェクトの募集・採択にあたり、そのプロセスの継続的な見直しを行い、企画調査の募集枠の廃止、必要テーマの提案を促すためのワークショップの開催等、様々な工夫と努力がなされた。

初年度募集以降、本領域が関連するプロジェクトを俯瞰的に評価できるように、早くからマッピングによるプロジェクト・ポートフォリオ管理を導入したことは適切である。プロジェクト・ポートフォリオは、社会システム、介入・支援技術、ITの活用といった類型化や、支援対象と支援フェーズにより、プロジェクト群の整理が行われている。その整理は妥当で良く検討されたものである。

ポートフォリオに基づく管理とともに、ワークショップ等によりプログラムの趣旨を明確に伝え、必要なプロジェクトの提案を促す取り組みを行う等、プロジェクトの募集において適切な対策が取られた。その結果、領域の目標達成に向け、必要なプロジェクトがバランスよく採択されたと評価する。

3-3-2. プロジェクト推進に関わる領域活動（ハンズオンマネジメント）

「戦略会議」の新設、研究倫理審査の徹底、知財管理の強化、柔軟な予算配分（追加・削減）等、領域総括のリーダーシップが十分に発揮されており、アドバイザーの活動を含めた領域全体のハンズオンマネジメント並びにステークホルダーの巻き込みは極めて高い水準にあったと評価する。

新たな仕組みとして設定した「戦略会議」は、10人程度のコアメンバーにより、プロジェクトの課題や社会実装に向けた計画等について、踏み込んだ議論を行うものであり、本領域における注目すべきプロジェクト推進活動である。119回もの戦略会議を開催したことは、141回に達したサイトビジットともあわせ、丁寧なハンズオンマネジメントとして高く評価する。また、3点の「プロジェクト推進の基本方針」を明確にして、その基本方針を領域側からプロジェクト側に絶えず問いかけたことも、プロジェクト側の意識付けのための優れた取り組みである。

各プロジェクトにおける研究倫理審査の状況を領域として調査したことは、本領域のような人権等に関わる機微な側面がある研究開発において特に重要であり、優れた取り組みである。知財管理の強化を図ったことはRISTEXとしての新たな取り組みであり、特許出願5件、商標出願3件という知財の成果創出に寄与したと評価する。

3-3-3. 領域としての成果創出を目指す領域活動

本領域において、領域期間を延長し、成果定着支援制度を設けたことは特筆すべき活動である。フォローアップセミナーによりRISTEXによる直接支援以外に、成果の定着に向けた各種の支援情報やマッチングを行う取り組みも、今後のRISTEXの活動としても期待される優れた取り組みである。

また、被虐待児、認知症高齢者等の支援に関わるボトムアップの研究開発から浮かび上がった共通的な課題である個人情報の保護と活用に関する検討を集中的に進めるため、「個人情報研究会」を設置し、法整備に関わる方向性を検討しているが、この取り組みは、個別プロジェクトの社会実装における共通的課題に対応するものであり、領域として優れた取り組みである。その成果を踏まえ、個人情報保護委員会にパブリックコメントを提出し、併行して情報交換を行ったことは、社会における議論を活発化させる重要な領域活動である。

アウトリーチ活動については、「事象を横断する公私領域のアプローチ」が公開イベント等の活動の形で展開される等、中間評価時点よりさらに多彩なアウトリーチ活動が展開され、一定の見るべき成果を上げている。プロジェクト間連携の強化・促進にも努められており、領域としての成果創出を目指す活動が活発に実施されたと評価する。

3-4. 目標達成の状況等（アウトカム）

3-4-1. 目標達成の状況

活動報告書では、個々のプロジェクトが一定の研究開発成果を創出したこと、そのうちのいくつかの社会実装が始まっていること、個人情報保護の局面で制度・政策の改善提案を行ったこと、公私領域内のネットワークが構築され、アウトリーチ活動により領域外とのコネクションも一定程度構築されたこと等を説明した上で、文部科学省から通知された3つの領域目標は達成されたとしているが、この判断は妥当なものと認められる。

また、目標を咀嚼・解釈し「総括の方針」として「4つの共通課題」を設定しているが、それぞれについて各プロジェクトを含め本領域で取り組んだ状況とその成果が説明されている。その内容は具体的であり、優れた成果が数多く創出されたと認められる。

特に注目されるものとして、(1) 個人情報保護法の改正プロセスへの関与とその影響、(2) 公私連携手法としての「えんたく」基本モデル（理念・内容・種類・研修・教材等）の確立と再犯防止推進法への寄与、(3) トラウマインフォームドケア（TIC）を身につけた人材育成プログラム、(4) NPO や一般社団法人など普及活動を担う多様な組織の設立、があげられる。ビッグデータによる予防に関するプロジェクトが自然科学の発展による社会課題解決の新たな方法を提示したことも優れた成果である。これまでの他領域と比べても社会実装への見通しがついているものや期待できるものが多いことから、領域としての成果創出状況は良好と考えられる。総額 945 百万円（直接経費のみ）でこれほど良好な成果を挙げることができたのは、領域総括をはじめとする領域マネジメント及びプロジェクト関係者の多大な尽力によるものであり、賞賛に値する。

さらに、個人情報保護条例 2,000 個問題に関し、各地方公共団体が条例で対応する方法では地方公共団体を越えての対象者の保護が進まない恐れを明確に指摘する等、全国共通ルール化に向けた法改正の動きに積極的に関与したと高く評価する。

個々のプロジェクトについても、一定の成果を出し、それを継続させる仕組みがつくれたものがあることを評価する。領域成果・プロジェクト成果の社会への「見える化」にも努力されている。

ただし、共通課題 1 とされた「個人情報の活用」について、個人情報研究会の具体的な成果や、共通課題 3 とされた「人権教育と対人援助職の能力強化」について、どのような能力をどのように高めたのか、その効果がどうであったのかについて、今後の研究開発のためにもう少し明確にされると良かった。

3-4-2. 想定外のアウトカム

領域としての想定外のアウトカムとして最も顕著なものは、成果定着支援制度を導入したことにより社会実装が進んだことであったと考える。これについては、前述の通り高く評価する。

コロナ禍の中で対象の社会課題の性質も変化するとともに、オンラインやデータを用いた解決策の受入可能性が高まったことは、本領域に限らず社会全体に影響のあったことであるが、領域としてうまく対応したと評価する。

また、若手研究者が民間団体を設立して起業家となったケースは、若手のさらなる活動展開への礎となったのみならず、今後の RISTEX の研究開発にとっても有意義な成果であった。

3-5. 他のプログラム等では実施できなかったこと（領域の意義）

研究成果の活用側は、個々の社会問題ごとに縦割り組織になっていることが多いが、これに対し、横串の共通的・基盤的な問題設定を行い、且つそれが研究者の関心をひくものとなることが RISTEX の研究開発として望ましい。本領域は、それを意識して運営されている。また、人的なネットワークや研究上の交流等において、領域運営側が主導的に活性化のための役割を担い、社会実装、定着という強い意識のもと、多くの研究者やステークホルダーを巻き込んで一纏まりの成果を示したことは、本領域の意義として評価できる。

個々のプロジェクトに関して、本領域に参加したことで、その研究がどう変わったのかを明確にしてもらえると領域の意義が一層明確になった。また、最近普及してきたシェアハウスのように、私的空間が家族という狭い概念だけではない点がもう少し強調されると、今後の公私空間に関する研究を進める者にとって大きな道標になったことを付記する。

3-6. RISTEX の運営方針との関係

本領域は他の領域でも含みうる問題も対象としていたが、本領域においてはさまざまな組織やアクターの公と私の「間」に生じる問題に焦点をおくことにより、共通の観点や方法論をもちいた分野横断的な活動を行ったことが特に有意義であり、RISTEX

で扱うのにふさわしい領域であった。個別省庁や地域行政を超えた領域の設定、プロジェクト間や行政機関との連携、科学技術を活用した社会問題の解決等、RISTEX の研究開発として特徴のある活動や成果が多くみられた。RISTEX の社会実装を重視する運営方針を強く意識した上で、領域総括の優れたリーダーシップとマネジメントのもと、RISTEX だからこそできるプロジェクトを推進し、共通課題にも取り組み、さらには成果定着支援制度により実装に向けた支援を行ってきた結果であると高く評価する。

国際的視点は弱いですが、本領域で得られた解決策のいくつかは、同様の課題を抱える国々の参考になるものであり、知財獲得や事業化を進めることで国際普及のインセンティブが形成できれば、Society5.0 という日本のモデルを国際普及する科学技術・イノベーション基本計画の発想とも整合する。

本領域では、「領域が対象とする社会課題」と「マネジメントプロセス」の2つの観点から定量的・定性的に自己分析を行い、そこから、評価専門アドバイザーの有益性、ハンズオンマネジメントの介入と事後評価の関係等の知見を整理して提示している。社会実装に関しても、実際のやり方には多様な選択肢があること、社会実装までは長期間を要するので領域からの介入・アドバイスやプロジェクト評価には限界があること等、領域運営の実態に即した知見がまとめられている。これらの知見は、他の領域・プログラム運営やRISTEX の事業運営に活用できる貴重な知見である。

3-7. RISTEX の今後の事業運営改善への提案等

本領域の活動報告書には5項目の提案が記載されている。領域を運営することによって得られた経験とノウハウを基にした貴重な提言であり、いずれも合理性に富み有意義である。

特に、社会技術研究開発の運営主体としてのRISTEX のあり方に関する提言は重要だと考えられる。これまで実施してきた数多くの領域・プログラムの成果を体系化して蓄積し、公開する仕組みを構築することに真剣に取り組んでいただきたい。個人情報扱いについてコンサルティングをする専門家をRISTEX 内に設けるという提案も社会技術研究開発の運営主体として必要であると共感する。

関係省庁の関与、海外関係者の関与、成果定着支援制度の導入に関する提案は、重要で具体的な提案である。海外関係者の領域マネジメントへの関与は、RISTEX のグローバル化の課題でもある。プロジェクトおよび領域の報告書に英文抄録を添付するという提言は、グローバル化の観点からぜひ検討いただきたい。

本領域は期間延長により、今の RISTEX に欠けている研究成果普及の後半段階（横展開、規模拡大、定着、市場化・自律等）に取り組んだわけであるが、RISTEX はその効果を確認し、活動範囲の拡張を検討する段階にきているのではないかと考える。一方で、提案段階から研究成果の利用者を巻き込むことを求めるこれまでの RISTEX の募集方法は、参入ハードルを高くし、新たな技術シーズ活用の機会を取りこぼしている可能性もあるため、これまでとは別の研究支援制度も検討に値する。

最後に、地域のコミュニティ形成支援方法に焦点をおくようなプロジェクトは、これまでも複数の領域で見られており、領域間の重複が感じられる。社会構造が急速に変化していることを考えれば、本領域の成果をさらに発展させることも含めて、RISTEX として研究課題の全体像をどのように捉えて新たな領域を設置するのかを検討してもらいたい。

検討経緯

令和 4 年 12 月 14 日	領域より活動報告書の提出
令和 4 年 12 月 16 日 ～令和 5 年 1 月 10 日	活動報告書の査読
令和 5 年 1 月 16 日	第 35 回運営評価委員会 ・領域総括によるプレゼンテーション、質疑応答 ・総合討論
令和 5 年 2 月 2 日	第 36 回運営評価委員会 ・事後評価報告書(案)の審議
令和 5 年 2 月 14 日～ 2 月 17 日	領域による事後評価報告書(案)の事実誤認確認・修正

社会技術研究開発事業の実施に関する規則（抜粋）

（平成 17 年 7 月 8 日平成 17 年規則第 70 号）
改正 令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規程第 92 号

第 3 章 事業の評価

第 2 節 研究開発領域に係る評価

第 1 款 研究開発領域の評価

（評価の実施時期）

第 49 条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発領域の期間が 5 年を超える場合に研究開発領域の発足後、3～4 年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発領域の特性及び発展段階に応じて、研究開発領域の終了後できるだけ早い時期又は研究開発領域の終了前の適切な時期に実施する。

（事前評価）

第 50 条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域

a 第 45 条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。

[第 45 条]

b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。

b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト(以下「研究開発プログラム等」という。)の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第 51 条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第 15 条に規定する運営評価委員会が行う。

[第 15 条]

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第 52 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第 15 条に規定する運営評価委員会が行う。

[第 15 条]

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。